

第8回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年 8月 7日 (水) 午後3時

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一		
3番	角 田 郁 夫		
5番	遠 藤 由 理 子	6番	松 井 則 雄
7番	堀 江 正 司	8番	本 多 弘
9番	中 村 光 孝	10番	鶴 淵 君 江
11番	宇 敷 和 也 (会長)	12番	清 水 文 明
13番	井 上 正 文	14番	見 城 覚
15番	小 林 由 喜 子		

・欠席

なし

・遅刻

2番 金 井 邦 雄 (会長職務代理者)
4番 原 田 良 美

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山 田 重 之
事務局次長兼農地係長	小 野 利 明
副主幹	木 我 健
副主幹	佐 藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 3 時 0 0 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、2 番金井邦雄委員さん、4 番原田良美委員さんから遅刻の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 3 時 0 1 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 3 時 0 2 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1 4 番見城覚委員、1 5 番小林由喜子委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 3 時 0 3 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地の合意解約について
 - (3) 形質変更届について
 - (4) 制限除外の農地移動について
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。

5. 付議事件

午後 3 時 0 8 分

議長

議案第 3 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 3 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

2 番の案件について

3 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 3 5 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 3 5 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 3 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第36号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
次に議案第37号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番、3番の案件について一括で

3番 はい。

議長

3 番。

3 番

ソーラーパネルが設置される土地ですが、ロマンチック街道から近いところですが、農業委員会としては説明のとおり許可相当であることは分かりますが、前にも同様なことを発言したことはありますけれども、観光都市沼田市として目指していくのに、ロマンチック街道のすぐそばにソーラーパネルが目立つ、景観的な問題として考えていった方が良いのではないかと思う。

7 番

現況は荒地になっているわけですね、逆にこの状態がロマンチック街道に適しているか。このままの方がもっと見た目は悪くなると思う。荒地よりも発電施設になった方がきれいに見えることもあると思う。

議長

補足になりますが、この土地は一段下がっていて国道からはほとんど見えない場所にあります。

3 番

はい。分かりました。

議長

ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 37 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 8件

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

13番

はい。議長。

議長

13番。

13番

転用目的が四輪バギー走行用地ということですが、譲受人が私用で使うものなのか、営業用なのか。どういう扱いになるのか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

次の6番案件も譲受人、譲渡人同じ人ですが、譲受人がキャンプ場を経営しているものです。そのレジャー施設用地として取得するものです。

13番

ということは、営業目的ということで良いですね。

事務局員 そうなると思います。

1 3 番 分かりました。

3 番 はい。

議長 3 番。

3 番 成年後見人がついていますけど、財産の処分をするためには、必要性があるから、成年後見人が処分出来るんですよね。
このあたりの確認は取れていますか。

事務局員 所有者の方が判断能力が無いため、成年後見人がついている。裁判所に申し立て成年後見人に指定されているものです。

8 番 成年後見人は土地所有者の長女なんですよ。

1 4 番 前にもこの譲渡人の申請があったと思います。

6 番 確か、親子関係であり問題ではないということだったと思います。

3 番 ただ、何でもかんでも成年後見人だから処分が出来るものではないということです。

事務局員 後日、成年後見人の権利について確認します。

3 番 分かりました。

議長 ほかに。

6 番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 38 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後 3 時 50 分

6. 協議事項

- (1) あっせんについて
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議について
- (2) 農業振興船津賞表彰事業について
- (3) 新規就農者実態調査の報告について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後 4 時 27 分